

別表 5

1 事業内容	2 補助対象経費	3 算定方法
耐震改修等	施設利用者の安全を確保するために必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの（注1）の耐震改修費	<p>(1) 別表1に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者</p> <p>別に定める補助対象面積に別に定める補助単価を乗じて得た額と、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費（ただし、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を上限とする。以下同じ。）の実支出額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額。以下同じ。）とを比較して、少ない方の額に8分の7を乗じて得た額（ただし、保育所のうち、保育所等整備交付金により補助が受けられる事業については8分の5を乗じて得た額）。</p>
	(2) 別表2に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額	
	施設利用者の安全を確保するために必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの（注2）の耐震改修費	<p>(1) 別表1に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者</p> <p>別に定める補助対象面積に別に定める補助単価を乗じて得た額と、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費の実支出額とを比較して、少ない方の額に16分の13を乗じて得た額（ただし、保育所のうち、保育所等整備交付金により補助が受けられる事業については16分の9を乗じて得た額）。</p>
	(2) 別表2に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額	
	施設利用者の安全を確保するために必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの（注1）の耐震改修期間中に代替的に利用する仮施設整備費	<p>(1) 別表1に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者</p> <p>別に定める補助基準額と、仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（注3）及び工事事務費の実支出額とを比較して、少ない方の額に8分の7を乗じて得た額（ただし、保育所のうち、保育所等整備交付金により補助が受けられる事業については8分の5を乗じて得た額）。</p>

		(2) 別表2に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額
施設利用者の安全を確保するために必要な改修を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの(注2)の耐震改修期間中に代替的に利用する仮施設整備費	(1) 別表1に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者 別に定める補助基準額と、仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費(注3)及び工事事務費の実支出額とを比較して、少ない方の額に16分の13を乗じて得た額(ただし、保育所のうち、保育所等整備交付金により補助が受けられる事業については16分の9を乗じて得た額)。	(2) 別表2に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額
	(2) 別表2に掲げる施設の耐震改修を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額	
施設利用者の安全を確保するために必要な改修等を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いもの(注1)の耐震改修等期間中に代替的に利用する仮施設を整備する際の土地借料	(1) 別表3に掲げる施設の耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者 別に定める補助基準額と、土地借料の実支出額(ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額。以下同じ。)とを比較して、少ない方の額に8分の7を乗じて得た額(ただし、保育所のうち、保育所等整備交付金により補助が受けられる事業については8分の5を乗じて得た額)。	(2) 別表4に掲げる施設の耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額
	(2) 別表4に掲げる施設の耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額	
施設利用者の安全を確保するために必要な改修等を行う建物で地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるもの(注2)の耐震改修等期間中に代替的に利用する仮施設を整備する際の土地借料	(1) 別表3に掲げる施設の耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者 別に定める補助基準額と、土地借料の実支出額とを比較して、少ない方の額に16分の13を乗じて得た額(ただし、保育所のうち、保育所等整備交付金により補助が受けられる事業については16分の9を乗じて得た額)。	(2) 別表4に掲げる施設の耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額
	(2) 別表4に掲げる施設の耐震改修等を行う児童福祉施設等の設置者に補助する区市町村長 (1)に掲げる算定方法により補助した額の全額	

(注1) 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いものとは、別に定める基準による。

(注2) 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるものとは、別に定める基準による。

(注3) 工事費又は工事請負費については、次に掲げる費用は補助の対象としないものとする。

- 1 土地の買収又は整地に要する費用
- 2 既存建物の買収
- 3 その他、施設整備費として適当と認められない費用